

私立学校法に基づき、私立学校の設置・運営を目的として設立される法人のことをいいます。学校法人は、財団法人であるため、一定以上の財産の寄付により設立されます。

学校法人では、「寄附行為」という根本規則を定める必要があり、設立の目的、法人の名称、設置する私立学校の名称・種類、等、所定の事項を定めることとなります。

また、学校法人の設立および学校の設置においては、文部科学省が定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければなりません。・私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部科学大臣の認可・私立高等学校以下の学校をのみを設置する学校法人については都道府県知事の認可

(小・中・高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校、幼稚園及び専修学校、各種学校)行政書士マッチングサイトさむらい士